

研究活動の不正行為への対応について

水産研究・教育機構(以下「機構」)では、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」を踏まえた「国立研究開発法人水産研究・教育機構における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を策定し、研究活動における不正行為(捏造、改ざん及び盗用)に適切に対応することとしています。

また、機構の研究資金を外部研究機関に提供して行われた研究について、研究活動の不正行為があった場合についても、本規程をもって対応することとしています。

なお、本規程に基づき、以下のとおり不正行為の告発に係わる告発・相談窓口を設置しています。

【研究活動の不正行為の告発に係わる告発・相談窓口】

国立研究開発法人水産研究・教育機構 研究推進部研究支援課
〒220-6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15階
直通電話045-227-2681

* 電話による受付時間は、平日 9時30分～12時00分
13時00分～18時00分 です

<告発・相談の方法>

- 上記の告発・相談窓口に対して、書面、電話、電子メール、面談等により行うことができます。
- 書面の場合は、上記部署の「不正行為告発・相談窓口宛」と記載のうえ、書留郵便など送付記録の残る方法でお送り下さい。
- 電話の場合は、上記電話番号にご連絡の際に、研究活動の不正行為に関する告発・相談である旨お伝え下さい。なお、告発・相談内容に誤りが生じないよう書面の作成をお願いする場合があります。
- 電子メールの場合は、上記電話番号に研究活動の不正行為に関する告発・相談を電子メールにて行いたい旨お伝え下さい。メールアドレスをお伝えします。

<告発に必要な事項>

- 告発は、原則として非匿名により行われます。告発者の氏名・連絡先、不正行為を行ったとする研究者の氏名又はグループの名称、不正行為の態様や時期等の事案内容、不正とする科学的合理的理由等について明示して下さい。

<告発にあたっての留意事項>

- 告発に必要な事項が確認できない場合には、告発を受け付けない場合があります。
- 告発の受付後、機構の研究者倫理統括者(理事)が当該告発の受理・不受理を決定し、告発者にその結果を通知します。
- 調査にあたって、告発者に協力を求める場合があります。
- 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、刑事告発等があり得ます。
- 告発者、被告発者、告発内容及び調査内容は、調査結果の公表まで、告発者を含む関係者において秘密保持が徹底されます。